

指導監督の概要と運営指導での主な指導事項について (令和6年度 地域密着型サービス集団指導)

福祉政策課 福祉監査室

第1 介護保険施設等の指導監督について

1 指導について

(1) 指導方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施します。

(2) 指導形態と運営指導の選定基準

- ア 集団指導 一定の場所に事業者を集め、講習等の方法により行います。
- イ 運営指導 サービス事業者等の事業所において実地により行います。対象の選定基準は、指定有効期間満了を迎える事業所を優先し指定期間中に1回以上のほか、集団指導不参加事業所、高齢者向け住まい併設事業所、新規指定後間もない事業所等としています。また、施設系サービスや居住系サービスについては、そこが利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行います。

(3) 令和5年度の指導実施状況

- ア 集団指導 (ホームページに資料掲載)
- イ 運営指導 (医療みなし指定事業所を除く。)

区分	実施数	文書指導した事業所数	文書指導件数	文書指導割合
令和5年度(a)	45	17	37	37.8%
令和4年度(b)	69	22	48	31.8%
差引(a-b)	△24	△5	△11	6.0ポイント増

【文書指導事項】

指導事項	令和5年度	令和4年度	令和3年度
人員に関する基準	7	3	1
運営に関する基準	21	21	3
報酬・加算関係	9	24	5
その他	0	0	0

(4) 運営指導の重点事項

ア 運営指導

- (ア) 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれが与える影響についての理解、防止のための取組について実践しているか。
- (イ) ケアマネジメントプロセスの中でサービス提供事業者としての役割を担っているか。利用者毎のニーズに応じた一連のケアマネジメントプロセスの重要性を理解しているか、サービス提供事業者として実践しているか。

イ 報酬請求指導

- (ア) 報酬基準に基づいた実施体制の確保や、基準の算定条件に基づいた運営及び介護保険給付の適正な請求が行われているか。算定の根拠となる記録等が適切に整備されているか。
- (イ) 各種加算及び減算の考え方等の理解がなされているか。
- (ウ) 報酬基準に適合しない場合は適正な報酬請求となるよう、過去の請求について自己点検し、不適切な請求となっている部分は過誤調整します。

ウ 指導から監査への変更

- (ア) 著しい基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。
- (イ) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく悪質な不正な請求と認められる場合。

2 監査について

(1) 監査方針

悪質な基準違反や不正・不当な報酬請求が認められる若しくは疑われる場合、利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断された場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施します。

(2) 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

下記に示す情報等を踏まえ、基準違反等の確認について必要があると認める場合に行います。

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- エ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報
- オ 運営指導において確認した情報

(3) 監査における行政上の措置について

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険法第5章に掲げる「勧告・命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行います。

(4) 監査（立入検査）の実施状況（第一号事業所除く）

年度	サービス名	違反事項
令和5年度	指定訪問介護事業所（1）	人員基準違反 運営基準違反
令和4年度	指定訪問介護事業所（1）	人員基準違反 運営基準違反
令和3年度	指定訪問介護事業所（1） 指定訪問介護事業所（1） 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（1）	なし 人員基準違反等 人格尊重義務違反
令和2年度	指定通所介護事業所（1）	人員基準違反
令和元年度	指定訪問介護事業所（1）	運営基準違反
平成30年度	指定訪問介護事業所（1） 指定特定施設入居者生活介護事業所（1） 介護老人保健施設（1） 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（1）	不正請求 人員基準違反 運営基準違反 運営基準違反

第2 運営指導での主な指導事項

1 地域密着型サービス共通事項

(1) 内容及び手続の説明及び同意

●営業時間、利用料等の額又は勤務体制を変更しているが、同意を得ていませんでした。

⇒ 重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、改めて説明を行い、同意を得ることが適切です。

(2) 勤務体制の確保等

●従業員の勤務の体制が適切に定められていませんでした。

⇒ 勤務体制を定めるに当たっては、事業所ごと（認知症対応型共同生活介護にあっては共同生活住居ごと）に、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることに留意するものとされています。

2 サービス別事項

(1) 地域密着型通所介護

ア 人員に関すること

●生活相談員について、適当数を確保していませんでした。

⇒ 生活相談員については、提供日ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものです。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とします。

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。

イ 報酬に関すること

●個別機能訓練加算に係る個別機能訓練を、機能訓練指導員が直接行ったのか確認できませんでした。

⇒ 個別機能訓練加算に係る個別機能訓練については、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む。）に対して機能訓練指導員が直接行うこととされています。

また、個別機能訓練に関する記録は、個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等とされています。

(2) 小規模多機能型居宅介護

ア 人員に関すること

●通いサービスの提供に当たる者の員数が、極端に配置が少ない日が確認されました。

⇒ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯の従業者の員数は、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上とされています。

例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の小規模多機能型居宅介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の小規模多機能型居宅介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせることが必要となります。

なお、日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能型居宅介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものです。

また、日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者には何らかの形で関わるような職員配置に努めるものとされています。

(3) 認知症対応型共同生活介護

ア 運営に関すること

(ア) 身体拘束等の適正化

●身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しなければなりません。その議事録が確認できませんでした。また、その結果について、介護従業者等への周知について確認できませんでした。

⇒ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、従業者へ周知徹底を図ることが必要です。

●身体的拘束等の適正化のための指針が確認できませんでした。

⇒ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備することが必要であり、当該指針には次のような項目を盛り込むこととされています。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

●従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催しなければなりません。1回の開催しか確認できませんでした。

⇒ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行う必要があります。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。

注) 身体拘束等の適正化に係る基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象になります。具体的には、以下の事実が生じた場合です。

- ・身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催していない。

イ 報酬に関すること

- 看取り介護加算について、入居の際に、利用者又はその家族等から看取りに関する指針の同意を得ていませんでした。

⇒ 入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることが必要です。

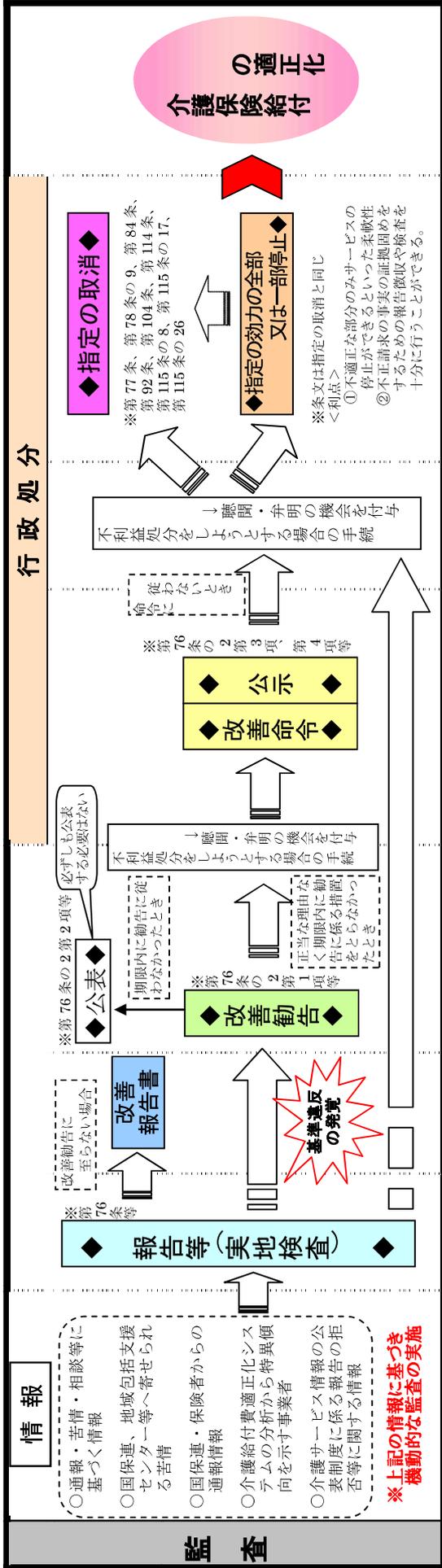
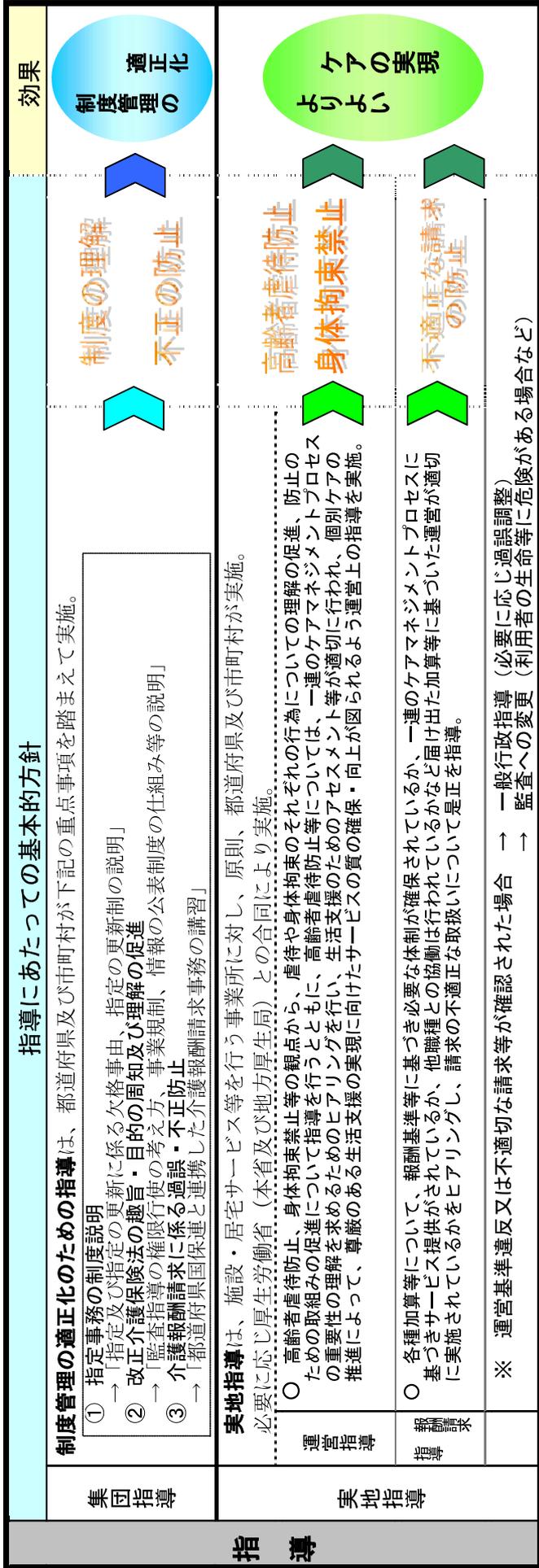
(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 報酬に関すること

- 本体施設である地域密着型介護老人福祉施設において日常生活継続支援加算を算定し、併設する短期入所生活介護においてサービス提供体制強化加算を算定する場合に、本体施設と短期入所を兼務する職員（介護福祉士）について、勤務実態等に基づき常勤換算数を按分するなどの方法による計算を行っていませんでした。

⇒ 併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で（例：前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートステイの間で均等に兼務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8人と0.2人とするなど）、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定のための計算の対象とします。その際、実態として本体施設と併設のショートステイにおける勤務時間が1:1程度の割合で兼務している介護福祉士を本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処理を行うことは認められません。

都道府県・市町村が実施する指導・監査について



※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）